

下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に関する取り扱い

平成 21 年 10 月 29 日 21 監 第 179 号

平成 21 年 10 月 29 日 21 建企第 468 号

下請代金等の未払いを行った建設業者について、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）第 3 条第 1 項第 13 号の下請代金の支払い状況及び長崎県建設工事の指名基準（平成 8 年長崎県告示第 1111 号の 2）1（3）の 1 つの基準並びに別に定める「下請代金等の未払いを行った者の事実認定及び規制手続方法に関する規程」に基づき入札参加を一定期間規制することで、不良業者の排除を行うとともに、この規制により下請業者等への未払いの解消を促す事を目的とする。

1．規制対象範囲

対象業者

長崎県の建設工事入札参加資格を有する建設業者で、下請代金等の支払い期日が到達したにもかかわらず、下請代金等の未払いの事実が発生した者。

対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する全ての建設工事

2．下請代金等に含まれる範囲

下請負人

下請負人は、請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。

資材業者

資材業者は、工事を履行するために資材を提供する資材業者であり、請負者と直接の契約関係を有する者であって法人個人を問わない。

その他

工事を履行するために業務を実施し、請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。

3．入札参加規制期間

入札参加規制の開始については、以下に記載する日から、速やかに入札参加規制の検討を行なう事とし、入札参加規制の決定通知を行なった日の翌日から本県が未払いの事実を確認し、解除の通知を行なった日までとする。

- a. 下請代金等の未払いの事実認定日
- b. 裁判所から下請代金等の未払いに関して支払う旨の判決を知り得た日
- c. 本県から下請代金等の未払いに関して建設業法 4 1 条に基づき勧告した日

4．入札参加規制の解除方法

下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制の解除方法については、土木部監理課

が下請代金等の未払いを解消した事を確認し、解除の通知を行なった日の翌日から、入札参加規制を解除するものとし、その方法については以下の通りとする。

下請代金等の未払いを行なった者は、監理課に対して、未払いを解消した事実の申し出を行うこと。

監理課は、申し出を受けた場合は、速やかに未払いが解消した事実の確認を行い、必要がある時は、未払いを受けた者に対して事実を確認する。

監理課において未払いの解消を確認したときは、建設企画課に報告をおこなう。

建設企画課は、その報告を受け入札参加規制の解除の通知を行なうこととし、各発注機関へ入札参加規制の解除を周知する。

5．下請代金等の未払いを行った者の事実認定及び規制手続方法

別に定める「下請代金等の未払いを行った者の事実認定及び規制手続方法に関する規程」による。

6．入札参加規制の判断基準

届出書等の提出期限（指名競争入札の場合は入札執行通知）の日から落札決定を行う日までの期間の全てまたは一部に、3．の入札参加規制期間が含まれないこと。

7．入札参加者への周知

一般競争入札について

- ・共通事項書において以下の内容により周知する。

下請代金等の未払いにより、入札参加規制期間中でないもの。

指名競争入札について

- ・入札執行通知書において以下の内容を記載し周知する。

下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中の者は、本入札に参加できないものとする。

8．入札参加者の取り扱い

入札書投函前の事務処理

入札書投函前に参加規制の通知を受けたものが入札参加者と判明した場合は、発注機関は速やかに競争参加資格若しくは指名を取り消すものとする。

電子入札案件での入札書投函後の事務処理

電子入札対象案件において、入札書投函後から落札決定日の前日までに参加規制の通知を受けたものの入札書は無効とする。

9．入札参加規制の対象となる事案

この取扱いは、平成21年11月1日以降に支払期日が到達したにもかかわらず、下請代金等の未払いを行った者について入札参加規制の対象事案とする。

ただし、平成21年11月1日以前に下請代金等の未払いを行なった者で、平成21年

11月30日までに未払いの状況が改善されない者については、平成21年12月1日以降をもって入札参加規制の対象事案とする。

10. その他

共同企業体

代表構成員として出資する会社のみを入札参加規制の対象とする。なお、その他の構成員は、入札参加規制の対象としない。

入札参加規制期間中の下請負に関する取扱い

この取り扱いに該当する業者に対しては、下請負を禁止するものではない。

入札参加規制業者の公表

下請代金等の支払遅延をおこなった者についての情報は、原則公開しないものとする。ただし、関係法令等に基づき、行政機関への情報提供についてはこの限りではない。

11. 適用の時期

平成21年11月1日以降に公告・入札執行通知する工事から適用する。